

奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕に対する各会派・無所属議員からの意見記入シート

<今後の特別委員会での協議予定：7月4日（水）・第1章、第2章～12章>

第11章 政務調査

<H24.7.4現在>

条項	奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕		会派名または無所属議員名：
11-1 所管事務 調査	<p><u>A案</u> 常任委員会は、閉会中においても所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに積極的に政策立案、政策提言等を行うものとする。</p>		
11-2 政務調査 費	<p><u>A案</u> 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。 2 会派及び議員は、政務調査費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。 3 議会は、政務調査費の収支報告書を公表すること等により、政務調査費の透明性の向上に努める。 4 前3項に定めるもののほか、政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。</p>	<p><u>B案</u> 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。 2 政務調査費の交付に関しては、別に条例の定めるところによる。</p>	
11-3 審査・調 査活動	<p><u>A案</u> 議会は、議会が持つ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。</p>		